

# 平成24年度小樽市予算書

# 目

一 般 会 計 . . . . .	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業 . . . . .	5
青 果 物 卸 売 市 場 事 業 . . . . .	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業 . . . . .	9
国 民 健 康 保 険 事 業 . . . . .	11
土 地 取 得 事 業 . . . . .	13
住 宅 事 業 . . . . .	15
簡 易 水 道 事 業 . . . . .	17
介 護 保 険 事 業 . . . . .	19
産 業 廃 棄 物 処 分 事 業 . . . . .	21
後 期 高 齡 者 医 療 事 業 . . . . .	22

# 次

企 業 会 計	
病 院 事 業 . . . . .	23
水 道 事 業 . . . . .	27
下 水 道 事 業 . . . . .	31
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業 . . . . .	33

## 平成24年度 小樽市 一般会計 予算

平成24年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,546,522千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
	1 市 民 税	13,240,600
	2 市 民 税 附 加 税	5,549,100
	3 市 民 税 均 等 化 補 正 金	5,522,500
	4 たばこ 税	127,000
	5 入湯 税	961,700
6 都 市 計 画 税	22,300	
		1,058,000
2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	376,001
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	106,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	251,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	1
		19,000
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	33,000
		33,000
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	8,000
		8,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,000
		4,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,313,000
		1,313,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	39,000
		39,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	57,000
		57,000
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	400
		400
10 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	48,000
		48,000
11 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	16,879,000
		16,879,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	28,000
		28,000

款	項	金額
13 分 担 金 及 び 負 担 金		千円
	1 負 担 金	388,104
		388,104
14 使 用 料 及 び 手 数 料		958,306
	1 使 手 用 料	574,809
	2 手 数 料	383,497
15 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	10,744,409
	2 国 庫 補 助 金	10,102,297
	3 国 庫 委 託 金	614,426
		27,686
16 道 支 出 金	1 道 負 担 金	2,989,265
	2 道 補 助 金	2,209,207
	3 道 委 託 金	599,403
		180,655
17 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	75,763
	2 財 産 売 払 収 入	71,880
		3,883
18 寄 附 金	1 寄 附 金	2,789
		2,789
19 繰 入 金	1 基 金 繰 入 金	718,705
		718,705
20 諸 収 入	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3,406,880
	2 預 金 利 子 入 金	9,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	269
	4 雑 収 入	2,971,370
		426,241
21 市 債	1 市 債	5,236,300
		5,236,300
歳 入 合 計		56,546,522

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 293,196 293,196
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税基本台帳費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙調査費 5 統計調査員費 6 総務管理費	1,003,055 879,645 64,848 43,537 4,239 7,116 3,670
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 国民生活費 4 国民生活費 5 国民生活費	23,549,111 10,171,384 4,128,889 9,093,874 5,371 149,593
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健衛生費 3 清掃費	4,727,565 2,115,252 518,946 2,093,367
5 労働費	1 労働諸費	76,799 76,799
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	125,373 87,171 38,202
7 商工費	1 商工費	2,266,020 2,266,020
8 土木費	1 土木総務費 2 土道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市計画費 5 都住宅費 6 港灣費	4,602,020 2,661 1,646,445 87,187 1,757,175 438,269 670,283

款	項	金額
9 消費費	1 消費費	千円 780,783 780,783
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校校費 4 中学校校費 5 中学校校費 6 中学校校費	2,769,943 217,712 606,888 326,342 1,234,012 268,993 115,996
11 公債費	1 公債費	6,795,148 6,795,148
12 諸支出金	1 貸付金 2 特別会計 3 特別会計 4 特別会計	973,196 818,512 93,557 6,328 54,799
13 職員給与費	1 職員給与費	8,554,313 8,554,313
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出	合計	56,546,522

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
情報化推進事業費	平成25年度から平成29年度まで	千円 54,888
行政情報システム整備事業費	平成25年度から平成28年度まで	5,400
土地評価システム業務委託料	平成25年度から平成26年度まで	14,185
戸籍受付システム更新経費	平成25年度から平成26年度まで	29,273
戸籍事務電算化事業費	平成25年度から平成33年度まで	610,414
総合福祉センター管理代行業務費等	平成25年度から平成27年度まで	7,322
環境基本計画策定事業費	平成25年度から平成26年度まで	3,217
学校情報ネットワーク環境整備事業費 (小学校費)	平成25年度から平成29年度まで	3,960
校務用パソコン整備事業費 (中学校費)	平成25年度から平成29年度まで	12,255
学校情報ネットワーク環境整備事業費 (中学校費)	平成25年度から平成29年度まで	1,980
新共同調理場建設事業費	平成25年度	1,610,158
小樽市土地開発公社の借入金に対する 債務保証	平成24年度から平成25年度まで	639,392

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
	千円		%	
庁舎等施設整備事業費	35,700	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。  2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。  3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。  4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
防災対策事業費	2,400			
社会福祉施設等施設整備事業費	18,300			
保育所建設事業費	19,200			
民生施設整備事業費	15,000			
環境衛生施設整備事業費	4,900			
夜間急病センター建設事業費	58,000			
墓地整備事業費	7,500			
保健所施設整備事業費	17,800			
水産環境整備事業費	13,800			
漁港等施設整備事業費	11,200			
道路新設改良事業費	552,200			
河川整備事業費	49,000			
都市計画事業費	109,600			
港湾事業費	104,500			
消防施設整備事業費	466,300			
消火栓整備事業費	1,900			
義務教育施設整備事業費	85,900			
学校給食施設整備事業費	860,900			
臨時財政対策債	2,170,000			
退職手当債	632,200			

平成24年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成24年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ549,698千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 318,400 318,400
2 財産収入	1 財産運用収入	8,700 8,700
3 繰入金	1 一般会計繰入金	7,427 7,427
4 諸収入	1 雑収入	11,371 11,371
5 市債	1 市債	203,800 203,800
歳入合計		549,698

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	千円 168,464 168,464
2 公債費	1 公債費	381,134 381,134
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		549,698

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上屋整備事業費	千円 10,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
資本費平準化債	193,800			
				2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
				3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
				4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。



平成24年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成24年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,585千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	11,813 11,813
2 繰入金	1 一般会計繰入金	13,990 13,990
3 諸収入	1 雑収入	10,482 10,482
4 市債	1 市債	12,300 12,300
歳入合計		48,585

歳出

款	項	金額
1 管理費		千円
	1 管理費	47,773 47,773
2 公債費	1 公債費	712 712
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		48,585

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
青果物卸売市場整備事業費	千円 12,300	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成24年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成24年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,667千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 20,944 20,944
2 繰入金	1 一般会計繰入金	853 853
3 諸収入	1 雑収入	14,870 14,870
4 市債	1 市債	7,000 7,000
歳入合計		43,667

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 42,135 42,135
2 公債費	1 公債費	1,482 1,482
3 予備費	1 予備費	50 50
歳出合計		43,667

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産物卸売市場整備事業費	千円 7,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成24年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成24年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,756,297千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 2,768,800
	1 国民健康保険料	2,768,800
2 国庫支出金		4,115,169
	1 国庫負担金	2,667,744
	2 国庫補助金	1,447,425
3 療養給付費等交付金		1,335,200
	1 療養給付費等交付金	1,335,200
4 前期高齢者交付金		5,098,763
	1 前期高齢者交付金	5,098,763
5 道支出金		867,569
	1 道負担金	124,144
	2 道補助金	743,425
6 共同事業交付金		2,286,500
	1 共同事業交付金	2,286,500
7 繰入金		1,264,831
	1 一般会計繰入金	1,264,831
8 諸収入		19,465
	1 延滞金、加算金及び過料	4,510
	2 雑収入	14,955
歳入合計		17,756,297

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 331,576
	1 総務管理費	331,576
2 保険給付費		12,972,674
	1 療養諸費	12,921,450
	2 出産育児等諸費	51,224
3 後期高齢者支援金等		1,628,108
	1 後期高齢者支援金等	1,628,108
4 前期高齢者納付金等		1,902
	1 前期高齢者納付金等	1,902
5 老人保健拠出金		150
	1 老人保健拠出金	150
6 介護納付金		680,117
	1 介護納付金	680,117
7 共同事業拠出金		2,134,070
	1 共同事業拠出金	2,134,070
8 諸支出金		7,500
	1 償還金及び還付加算金	7,500
9 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		17,756,297

平成24年度 小樽市土地取得事業特別会計予算

平成24年度小樽市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,172千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円
	1 財産運用収入	2,130
2 諸収入		42
	1 貸付地収入	42
歳入合計		2,172

歳出

款	項	金額
1 土地開発基金費		千円
	1 土地開発基金費	2,172
歳出合計		2,172





平成24年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成24年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,644,248千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 589,793
	1 使用料	589,793
2 国庫支出金		345,732
	1 国庫補助金	345,732
3 財産収入		187
	1 財産運用収入	187
4 繰入金		308,033
	1 基金繰入金	3,780
	2 一般会計繰入金	304,253
5 諸収入		53,603
	1 住宅敷金収入	3,093
	2 雑収入	50,510
6 市債		346,900
	1 市債	346,900
歳入合計		1,644,248

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費		千円 1,063,044
	1 住宅管理費	614,700
	2 住宅建築費	448,344
2 公債費		581,104
	1 公債費	581,104
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		1,644,248

第2表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
市営住宅改善事業費 (道管若竹団地1号棟耐震・リモデル工事)		平成25年度	千円 300,000

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 346,900	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。  2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。  3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。  4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

平成24年度 小樽市簡易水道事業特別会計予算

平成24年度小樽市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,902千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 61,090
	1 使用料 2 手数料	61,000 90
2 道支出金	1 道補助金	7,018 7,018
3 繰入金	1 一般会計繰入金	43,437 43,437
4 諸収入		2,057
	1 受託事業収入 2 雑収入	2,000 57
5 市債		12,300
	1 市債	12,300
歳入合計		125,902

歳出

款	項	金額
1 簡易水道事業費		千円 43,995
	1 水道事業費 2 水道建設費	19,169 24,826
2 公債費	1 公債費	81,807 81,807
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		125,902

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道建設事業費	千円 12,300	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成24年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成24年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,407,678千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 保 険 料		千円 2,438,194
	1 介 護 保 険 料	2,438,194
2 国 庫 支 出 金		3,272,741
	1 国 庫 負 担 金	2,284,912
	2 国 庫 補 助 金	987,829
3 支 払 基 金 交 付 金		3,752,514
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,752,514
4 道 支 出 金		1,948,625
	1 道 負 担 金	1,911,108
	2 道 補 助 金	37,517
5 財 産 収 入		121
	1 財 産 運 用 収 入	121
6 繰 入 金		1,995,283
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,946,441
	2 基 金 繰 入 金	48,842
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑 入	100
歳 入 合 計		13,407,678

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 294,070
	1 総 務 管 理 費	154,697
	2 徴 収 費	11,443
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	124,249
	4 趣 旨 普 及 費	3,681
2 保 険 給 付 費		12,910,829
	1 介 護 サービス等諸費	11,986,633
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	562,712
	3 高 額 介 護 サービス等費	348,584
4 そ の 他 諸 費	12,900	
3 地 域 支 援 事 業 費		200,558
	1 介 護 予 防 事 業 費	28,876
	2 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	171,682
4 基 金 積 立 金		121
	1 基 金 積 立 金	121
5 諸 支 出 金		1,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,100
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		13,407,678

平成24年度 小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算

平成24年度小樽市の産業廃棄物処分事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ114,409千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 手数料	千円 62,035 62,035
2 繰入金	1 一般会計繰入金	52,302 52,302
3 諸収入	1 雑収入	72 72
歳入合計		114,409

歳出

款	項	金額
1 産業廃棄物処分事業費	1 産業廃棄物処分事業費	千円 56,269 56,269
2 公債費	1 公債費	57,640 57,640
3 予備費	1 予備費	500 500
歳出合計		114,409

平成24年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成24年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,064,858千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1,509,930 1,509,930
2 繰入金	1 一般会計繰入金	535,738 535,738
3 諸収入	1 受託事業収入 2 償還金及び還付加算金 3 雑入	19,190 16,352 2,000 838
歳入	合計	2,064,858

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費	75,290 69,064 6,226
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,987,068 1,987,068
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,000 2,000
4 予備費	1 予備費	500 500
歳出	合計	2,064,858



平成24年度 小樽市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	445 床
(2) 年間入院患者数	124,100 人
(3) 年間外来患者数	184,730 人
(4) 一日平均入院患者数	340 人
(5) 一日平均外来患者数	754 人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 医療機器等購入費	167,250 千円
ロ 病院統合新築事業費	2,895,360 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	9,527,494 千円
第1項 医 業 収 益	8,202,445 千円

第2項 医 業 外 収 益	962,636 千円
第3項 附 帯 事 業 収 益	93,668 千円
第4項 特 別 利 益	268,745 千円

支 出

第1款 病院事業費用	9,537,323 千円
第1項 医 業 費 用	9,094,377 千円
第2項 医 業 外 費 用	328,520 千円
第3項 附 帯 事 業 費 用	96,426 千円
第4項 特 別 損 失	18,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額501,312千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,682千円、過年度分損益勘定留保資金168,800千円及び当年度分損益勘定留保資金329,830千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,163,412 千円
第1項 企 業 債	2,810,000 千円
第2項 他 会 計 出 資 金	112,752 千円

第3項 道補助金 240,660 千円

支 出

第1款 資本的支出 3,664,724 千円

第1項 建設改良費 3,062,610 千円

第2項 企業債償還金 585,914 千円

第3項 長期貸付金 16,200 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
小樽病院 医療機器等 整備事業費	千円 102,700	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成 25 年度から据置期間を含め 30 年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。  2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
医療センター 医療機器等 整備事業費	64,500			
病院統合 新築事業費	2,642,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用(給与費)及び附帯事業費用(給与費)の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。

(2) 医業費用(材料費及び経費)の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。

(3) 医業外費用(消費税及び地方消費税)の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 4,890,109 千円

(2) 交 際 費 250 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金

額は、807,286千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,620,097千円と定める。



平成24年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| (1) 給水世帯数        | 67,500 世帯              |
| (2) 年間総給水量       | 17,600 千m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量      | 48,219 m <sup>3</sup>  |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 |                        |

イ 配水管整備事業

事業費 459,818 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 589,848 千円

事業概要 豊倉浄水場中央監視制御設備工事  
赤岩配水池築造工事ほか

ハ 消火栓整備事業

事業費 1,984 千円

事業概要 消火栓新設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款 水道事業	収益	2,867,196 千円
第1項	営業収益	2,592,040 千円
第2項	営業外収益	272,098 千円
第3項	特別利益	3,058 千円
		支 出
第1款 水道事業	費用	2,496,085 千円
第1項	営業費用	1,995,125 千円
第2項	営業外費用	490,860 千円
第3項	特別損失	10,100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,484,540千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,989千円、過年度分損益勘定留保資金800,242千円及び当年度分損益勘定留保資金638,309千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第1款	資本的収入	1,151,501 千円

第1項 企業債	888,000 千円
第2項 補助金	59,550 千円
第3項 負担金	116,651 千円
第4項 工事負担金	87,200 千円
第5項 固定資産売却代 出	100 千円
第1款 資本的支出	2,636,041 千円
第1項 建設改良費	1,101,796 千円
第2項 企業債償還金	1,466,179 千円
第3項 退職給与金	68,066 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊倉浄水場中央監視制御設備事業費	平成25年度	千円 144,000
赤岩配水池築造事業費	平成25年度	95,000
清風ヶ丘配水槽築造事業費	平成25年度	115,000
清風ヶ丘配水槽電気計装設備事業費	平成25年度	19,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業費	千円 825,000	普通貸借 又は 登録公債	%	1 平成25年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。  2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
水道施設等 整理事業費	63,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 595,588 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、56,193 千円と定める。





平成24年度 小樽市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	63,000 戸
(2) 年間総排水量	22,301 千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	61,099 m <sup>3</sup>

(4) 主要な建設改良事業の概要

イ 築造工事費

事業費 1,217,026 千円

事業概要	污水管布設工事	銭函地区ほか
	雨水管整備	勝納地区測量調査委託ほか
	マンホール蓋改築更新工事	
	中央下水終末処理場	
	水処理施設	電気設備工事
	本館沈砂池棟	機械設備工事ほか
	銭函下水終末処理場	
	水処理棟	機械設備工事
	本館沈砂池棟	実施設計委託ほか
	汚水中継ポンプ場	
	入船汚水中継ポンプ場	機械設備工事ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債（特別措置分）54,100千円を借り入れる。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,316,581 千円
第1項 営業収益	2,061,584 千円
第2項 営業外収益	1,254,897 千円
第3項 特別利益	100 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	2,953,370 千円
第1項 営業費用	2,348,063 千円
第2項 営業外費用	594,507 千円
第3項 特別損失	10,800 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,040,435千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額55,065千円、過年度分損益勘定留保資金553,225千円及び当年度分損益勘定留保資金1,432,145千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,812,688 千円
第1項 企 業 債	932,700 千円
第2項 交 付 金	556,100 千円
第3項 負 担 金	262,349 千円
第4項 受 益 者 負 担 金	1,509 千円
第5項 貸 付 金 償 還 金	59,930 千円
第6項 固 定 資 産 売 却 代	100 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	3,853,123 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,218,689 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,583,455 千円
第3項 貸 付 金	5,600 千円
第4項 退 職 給 与 金	45,379 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央下水終末処理場電気設備(受変電設備)事業費	平成25年度	千円 300,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 596,100	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 平成25年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。  2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
資本費平準化債	130,000			
下水道事業債(特別措置分)	213,300			
公的資金等借換債	47,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 180,438 千円

平成24年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総則)  
 第1条 平成24年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)  
 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	32,500 t
イ がれき類等	28,600 t
ロ 廃プラスチック類等	1,800 t
ハ 土 砂	2,100 t
(2) 一日平均埋立処分量	127 t
イ がれき類等	112 t
ロ 廃プラスチック類等	7 t
ハ 土 砂	8 t

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益	122,609 千円

第1項 営業収益	118,272 千円
第2項 営業外収益	4,337 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用	131,549 千円
第1項 営業費用	128,616 千円
第2項 営業外費用	1,933 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	26,282 千円
-----------	-----------